

課題①

注意義務（監督義務）違反 について考えましょう

- ★法的根拠等
- (国公立学校) 国家賠償法 1 条
 - (私立学校) 民法709条及び715条
 - ・行政上の責任：地方公務員法29条 等
 - ・民事上の責任：民法714条 等
 - ・刑事上の責任：刑法209条 等

- ・最高裁判所 昭和62年 2月 6日 判決から

「学校の教師は、学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、危険を伴う技術を指導するには、事故の発生を防止するために十分な措置を講ずるべき注意義務がある。」

結果発生を予見し回避措置を講ずる義務があったのに、それをしなかったとき、「注意義務違反があった」として教員が責任を問われることがあります。

- 〈ポイント 1〉 結果発生を予見できるか。
- 〈ポイント 2〉 回避措置の方法として何が考えられるか。
- 〈ポイント 3〉 回避措置を講じているか。

〈事例〉（例題） 参考判例：平成16年10月29日 高松高等裁判所 判決
平成15年（ネ）第341号 上告
(平成18年3月13日 最高裁判所 判決 破棄差戻し)

地区のサッカー大会に参加したA高校のサッカー部。引率は顧問のB教諭である。

A高校の1試合目が始まる午後1時50分ころは、上空に雷雲が現れ、小雨が降り始め、時々雷鳴が聞こえるような状態であった。第1試合が終了した午後2時55分ころからは、上空に暗雲が立ちこめて暗くなり、ラインの認識ができないほどの豪雨が降り続いた。

午後3時15分ころには、地元気象台から雷注意報が発令されたが、本件大会関係者はこのことを知らなかった。

A高校の2試合目が始まる午後4時30分ころには、雨がやみ、上空の大部分は明るくなりつつあったが、南西方向の上空には黒く固まった暗雲が立ちこめ、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃された。雷鳴は大きな音ではなく、遠くの空で発生したものと考えられる程度ではあった。

そして2試合目が始まった。選手達は必死にボールを追いかけている。

5分くらい経ったころだった。周りが閃光で真っ白になった。「ドーン」というすさまじい音が耳をつんざき、地面が揺れた。B教諭は「あっ」と思って前を見つめると遠くでC生徒が倒れているのが見えた。

〈問い〉

B教諭には注意義務違反があったでしょうか。



〈ポイント 1〉 結果発生を予見できるか。

- ・落雷について→雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が見えるということは、たとえ明るくなってきたとしても、落雷は予見できる。
- ・負傷について→落雷があれば負傷する、という予見は可能である。

〈ポイント 2〉 回避措置の方法として何が考えられるか。

- ・試合中止（延期）を申し入れる。
- ・屋内退避をする。 など

〈ポイント 3〉 回避措置を講じているか。

- ・結果的に何も講じていない。

したがって、指導監督する義務のあるB教諭には注意義務違反があったと言えます。そして、法的な責任を問われる可能性が出てきます。→行政上の責任、民事上の責任及び刑事上の責任

*** 判決文から**

当時の文献には、運動場に居て雷鳴が聞こえるときには、遠くても直ちに屋内に避難すべきであるとの趣旨の記載が多く存在している。上記試合の開始直前頃には、黒く固まった暗雲が立ち込め、雷鳴が聞こえ、雲の間で放電が起きるのが目撃されていた。これらの事実関係の下では、引率者兼監督の教諭は、落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきである。また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。

【事例1】 そばアレルギー対応 〈アレルギー〉

A市のB小学校の6年生Cは、幼少の頃から気管支喘息の持病があり、7歳の頃に食物アレルギー症の一つである「そばアレルギー」に罹患した。Cの両親が学校に提出していた児童調査票には、「給食で注意すること」の欄に「そば汁」と記載され、欄外に「小児喘息がありますのでご迷惑をおかけする時もあると思います。」と記載されていた。Cは小学校5年生の時6、7回喘息発作を起こし、発作がひどいときは担任のD教諭がCを保健室まで連れて行き、養護教諭に診せた後、学校の職員等の付き添いで帰宅させたことが4回ほどあった。6年生になってからは大きな発作はなかった。そばが給食に出る場合は、おにぎりかパンを持参するように母親にはお願いしていた。

Cはそれまで一度も給食に出たそばを食べたことはなかった。当日給食のメニューは「五目そば」だった。しかし、Cは家からおにぎりやパンを持ってきていなかった。「そばを食べてもいいですか。」とCがD教諭に聞いた。D教諭は、「おうちの人から食べていいという連絡が来ていないから食べないように。」と言った。しかし、Cはそばの3分の1程度を食べた。口の周囲が赤くなったため、CはD教諭に申し出た。D教諭が母親に電話し、少しでも早く帰りたい旨を伝え、母親も「帰してほしい」と返答した。D教諭はCを養護教諭に診せることなく一人で帰らせた。

Cは帰宅途中、そばアレルギーを原因とする強度の喘息発作を起こし、呼吸困難、異物誤飲により窒息死した。

〈問1〉

D教諭は過失責任を問われる可能性があります、どのようなことからですか。
また、D教諭以外で過失責任を問われる可能性があるのは誰で、どのようなことですか。

〈問2〉

D教諭は事故防止のため学級担任として日頃からどのようなことを実行する必要があるでしょうか。

〈問3〉

この事故を防ぐために考えられる学校全体の取組は何でしょうか。また、自校における対策は万全ですか。

【事例1】そばアレルギー対応 〈アレルギー〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成4年3月30日 札幌地方裁判所 民事第2部 判決
平成元年（ワ）第951号 控訴
（平成5年2月11日に和解）

《事実等》

- ・ A市教育委員会は、学校給食の提供にあたり、給食の材料などに起因して児童に発生するおそれのあるそばアレルギー症に関する情報を、現場の校長をはじめ、教諭並びに給食を担当する教員に周知徹底させ、そばアレルギー症による事故の発生を未然に防ぐべき注意義務があった。D教諭は、給食時Cがそばを食べないように注意するべきだった。また、Cからそばを食べてそばアレルギーの症状が出ていると訴えたを受けたのであるから、Cを保健室に連れて行き養護教諭に診せるとか、Cの下校時に自らまたは学校職員などが同伴させるなどの措置をとるべき注意義務があったと解するのが相当である。
- ・ Cにそばにかわる昼食を持たせず、しかもD教諭から連絡を受けたにもかかわらず、迎えにも行かなかった保護者にも過失がある。過失の割合は、5割：5割が妥当である。
- ・ 国家賠償法1条により、市が和解金800万円を支払うことで和解した。

【事例2】始業前の教室で 〈始業前〉

A中学校の1年生BとCは同じバトミントン部に所属し、さらにクラスメイト。BとCは日頃からふざけ合うことが多かった。二人は時々教員から注意を受けることもあったが、状況は変わらず、どちらかと言えばCが悪ふざけでBに手を出すことが多かった。

ある日のこと、始業前、教室でまた二人のふざけ合いが始まった。CがBをからかうと、Bも足蹴りで反撃。追いかけた。そこでCは掃除用具入れからほうきを持ち出し、「こっちに来たらこれを投げるぞ」と言ったが、Bは追いかけて続けた。そこで、Cは、ほうきをBに向かって投げつけた。すると、そのほうきがBの顔面に命中。右眼に強く当たった。

これによりBは、右眼球破裂、そして網膜剥離の手術後、無水晶体眼及び続発性緑内障の障害を負い、更にはその後視力低下、視野欠損、視神経萎縮などの後遺症を生じた。

〈問1〉

この事故は、始業前に発生しています。担任はまだ学校に出勤していません。この場合、学校の職員が法的な責任を問われる可能性がありますか。その理由は何ですか。

〈問2〉

あなたはこのクラスの担任だとします。

この事故が発生する以前であれば、どのようなことを実行しておくべきでしたか。

〈問3〉

このような事故を防ぐため、学校としてはどのようなことを組織的に取り組んでおく必要がありますか。また、自校の現状はどうですか。

【事例2】始業前の教室で 〈始業前〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成20年7月31日 仙台地方裁判所 第3民事部 判決
平成17年（ワ）第1631号 確定

《事実等》

- ・ 校長、担任教諭、町、Cの保護者に安全配慮義務違反があるとされた。
- ・ 校長、担任教諭は、加害生徒の自己抑制力を高めるべく適切な指導を行う義務を怠った過失がある。
- ・ Cの保護者は、Cの生活状況を把握し、その自己抑制力を高めるべく適切な指導を行う義務を怠った過失がある。
- ・ 事故発生時間帯は、出勤した教員や登校した生徒にとって開始される教育活動の準備期間に相当する。さらに、教室内で発生したものであって、学校の教員にとって目が届く場所で発生したといえることができる。したがって学校教育活動と質的、時間的に密接な関係を有する学校生活関係の中で生じたものと認めるのが相当である。
- ・ 国家賠償法1条により、町に賠償責任があると認定され、180万円の入院慰謝料と690万円の後遺障害慰謝料支払いが命ぜられた。
- ・ Bが足蹴りした行為はCに対して攻撃的なちょっかいを避けるためにした行為といえるべきであって、BとCの過失相殺は否定された。

【事例3】むかで競争の練習で 〈体育祭練習〉

A中学校では、9月に行う体育祭で、クラス対抗のむかで競争を行う。むかで競争はクラスの男子生徒、女子生徒で各1組（約20人）になりリレーする方式で行われる。体育祭競技の中でも得点の高い競技であり、各クラスとも体育祭前から早朝、放課後に自主的に練習に取り組んでいた。また、A中学校では、体育祭の早朝練習には担任か副担任が立ち会うこと、及び練習期間が決められていた。しかし、練習方法について格別の申し合わせ等はなかった。B教諭担任の2年C組でも早朝練習を開始した。B教諭は、練習初日に、競技ルールの説明のほか、ふざけてしないこと、足をそろえるためにつけ声を出すこと、体を密着させること、を注意事項として話した。また、B教諭は、足踏み歩行から練習させた。また駆け足のタイムから、目標タイムを定めるなどして意欲をもたせ、練習に励ませた。

ある日、早朝練習をいつものように始めた。設定タイムに少しでも近づくよう、張り切って練習が始まった。

女子組が足を繋ぎ、走り始めたところ、D生徒がバランスを崩して転倒。その後ろのE生徒はDの上に倒れないように左側に避けて左尻から倒れた。するとその後ろの生徒達が次々とEの上に覆い被さるように転倒していった。

Eは、その後通院。翌月に第四腰椎椎間板ヘルニアと診断され、3年生になった翌年の7月に椎間板摘出手術を行った。

Eは、高校受験期に入院を余儀なくされ、勉学に不安を覚え、抜毛するなど、一時精神的に不安定になった。

〈問1〉

本事案の場合、A中学校において誰がどのような法的責任を問われる可能性がありますか。

〈問2〉

本事案のような痛ましい事故を防ぐため、学校としてどのような事故防止策を打つことが必要ですか。考えられることを挙げてみましょう。

〈問3〉

このような事故が起きた後に行わなければいけないことを全て挙げてみましょう。

【事例3】むかで競争の練習で 〈体育祭練習〉

《参考判例》

○裁判年月日等一平成12年3月1日 神戸地方裁判所 第2民事部 判決
平成10年（ワ）第526号 確定

《事実等》

- ・指導にあたったB教諭に競技の危険性を配慮した練習方法をとるべき注意義務を尽くさなかった過失があるとされた。
- ・20人近くの集団で走る速さを競うむかで競争は、足がそろわず転倒するおそれがあり、転倒すれば転倒した生徒に他の生徒が将棋倒し様に倒れかかるなどして生徒が負傷する危険が容易に予測でき、むかで競争競技の実施自体に危険が伴うものである。したがって、むかで競争の練習を指導することについては、競技の危険性を配慮して、勝負よりも安全確保に留意し、歩行から駆け足へと段階的に十二分に練習を積んだあとに、競技形式と同様の練習に移行すべきである。目標タイムを設定しての競技形式と同様の練習は、生徒が競技に十分習熟した練習日程の最終段階において行うべき義務があるというべきである。
- ・国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。（330万円の支払い命令）

【事例4】授業変更 サッカーが・・・ 〈授業の変更〉

A中学校の3年C組、D組合同の技術科の授業。受験や卒業に間もない3月に入り、生徒が「レクリエーションにしましょう」と言ってきた。技術科担当のE教諭は、生徒の気分転換の意味から技術科の授業時間をレクリエーションに変更した。

生徒たちは校庭で最初サッカーを始めた。E教諭はこれをしばらく見ていたが、その後校舎内に戻った。

サッカーをやっていたBを含む生徒らは、ふざけて、バレーボールを使って校庭でラグビー類似の競技を始めた。ボールを追いかけていたBとFが激しく衝突。Fの額がBの顔面を強打した。

Bは、左眼窩底骨折となり左眼の上方視、下方視時に複視を生じる後遺症が発生した。

〈問1〉

E教諭が行ったことについて法的、制度的に不適切であった内容とその理由を挙げてみましょう。

〈問2〉

E教諭等はどのような法的責任を問われる可能性がありますか。

〈問3〉

このような事故を学校全体で防ぐことを考えた場合、自校で取るべき対策を全て挙げてみましょう。

【事例4】授業変更 サッカーが・・・ 〈授業の変更〉

《参考判例》

○裁判年月日等一昭和62年9月25日 福岡地方裁判所甘木支部 判決
昭和59年（ワ）第10号 確定

《事実等》

- ・ 授業変更してのレクリエーションは正規の体育授業とは違い、生徒が開放的な気分でスポーツを行うことになる。タックル等の危険なプレーがあるラグビーないしこれに類するスポーツを、十分な事前準備や適切な指導者の監督下でなされなかった。また、これらを行うことを禁じることもなく、行うべき競技を指定したり、審判を決めるなどの具体的な指示をしたりすることもなかった。このようなことから担当E教諭の安全配慮義務違反があるとされた。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。
- ・ 学習指導要領、学校の教育計画、年間指導計画の逸脱である。

【事例5】川に転落 〈校外学習〉

6月、A市のB中学校の2年生110名は楽しみにしていた校外学習に向かった。引率はB教頭以下7名である。この校外学習については、市の取組の一環であり、市の指導主事からの説明会から概要を聞いての参加で、引率教諭は直接下見をしてはいなかった。

昼食場所は、途中の川原を選んだ。市の指導主事が提案した場所でもあったからである。しかし、その川原に降りる際に、「危ない ダムの放流による増水に注意」と記載された看板を目にしたC教諭らが近くにいた線路工事の人に状況を聞いたところ、「これまでの学校もここで食べている。水に近寄らなければ大丈夫。」と言われたので、B教頭と協議の上、この川原で昼食をとることにした。D教諭が生徒全体に「昼食はこの川原で各班ごとに食べること。」「水に近いところに寄らないこと。水に入ってはいけない。」「石を投げたりしない。」「ゴミは始末して持っていく。」と指導した。その後、クラスに分かれたが、3組担任のE教諭も、再度D教諭の話を繰り返した。

昼食が終了し、写真を撮り合ったり話をしていたりしたが、3組の7名が川原に接している岩場に行き川を見ていた。しゃがんで見ていたF生徒が立とうとしたところ、足を滑らせ、川の中に転落した。しばらくもがいていたが、ダムの放流のために増水して流れが激しくなっていた川にFは吸い込まれていった。女子生徒たちの声を聞きつけ、引率教諭が現場にかけつけ、2名の教諭が川に飛び込んだが、Fを見つけることはできなかった。

教頭らはすぐに警察や消防に連絡した。捜索の結果、Fの遺体は下流約1kmの地点で見つかった。

〈問1〉

最悪の結果になってしまったわけですが、こうならないために引率教員らは、何をしなければならなかったと考えますか。

〈問2〉

校外学習を行う際の事故防止の観点から考えられる留意点を、①事前 ②事中 ③事後 でまとめてみましょう。

【事例5】川に転落 〈校外学習〉

《参考判例》

○裁判年月日等一昭和61年12月25日 浦和地方裁判所 民事第5部 判決
昭和59年（ワ）第119号 確定

《事実等》

- ・注意さえしていれば、生徒の動きに気付くことができ、しかもわずかの移動で川原から岩場方面を見通すことが可能であったにもかかわらず、生徒らの動向に終始気付かなかった。引率教諭らは事故発生を防止するための適切な措置をとるべき義務に違反したと言える。
- ・教育基本法、学校教育法などの趣旨に照らすと、一般に義務教育を担当する公立中学校の教諭は、その職務上、生徒に対し教育活動を行うに当たり、生徒を保護、監督すべき義務を負っているというべきである。これは単に学校内における教育活動にとどまらず、校外活動においても同様に及ぶべきであり、この義務に違反すれば違法というべきである。
- ・岩場に7名もの生徒がいたが、引率教諭らは誰一人生徒らの動向に終始気付かなかった。
- ・FはD教諭らの指示に反して岩場に行き、バランスを崩して水流に滑り落ちた。Fの年齢、判断能力を考慮して75%の過失相殺がある。
- ・国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。

【事例6】帰りの会でのこと 〈児童同士〉

A市のB小学校の4年C組でのこと。2月に入ると風邪をひく児童も多く、9人も欠席していた。D児童の隣の席の児童も欠席である。

E児童は日頃から落ち着かない傾向にあり、時々友達を叩いたり、物を投げつけたりするといった問題行動があった。F教諭は日頃からEに対しては個別の指導を繰り返していた。

この日の帰りの会もEは立ち歩きなどをして落ち着きを見せなかった。今回はDの隣の席に行きたがっていたEに対して、その席に行けば落ち着くことを約束させて、Dの隣の席に移動して座ることを許可した。

F教諭は連絡事項を板書し、その後児童が注文していた裁縫道具が届いていたため、それを配るため個々の児童の名前を呼び上げながら教壇の脇に置いた段ボール箱内から裁縫道具を取り出して手渡す作業をしていた。

ちょうどそのころEはDの顔付近に向かって鉛筆の尖った方を投げるふりを繰り返していた。「やめろ、やめろ」とDは言っていた。するとEは本当に鉛筆をDに向かって投げた。その鉛筆はDの左眼付近に当たった。

F教諭は裁縫道具を配るのに気を取られそのことに気付かずにいた。そして「Dさん」と裁縫道具を渡そうと名前を呼び、Dが取りに来た際に、Dが泣いているのを見て、事情を聞いて知ることになった。

DとEは1学期の頃は比較的仲が良かったが、2学期に入ってからそれほど仲の良い様子はなく、先日は遊びの雪合戦で、EはDに対して集中的に狙い、雪玉を顔面に当てたことがあり、F教諭はEに対し注意、指導していた。Eの保護者にも電話で事実等を伝えようとしていたが、連絡が取れずじまいでいた。

Dはこの鉛筆の事故で、左眼が失明同然となり、後遺障害8級相当となった。

〈問1〉

F教諭はどのようなことに配慮したり注意したりする必要があったでしょうか。考えられることを全て挙げましょう。

〈問2〉

このような事故を防ぐために、あなただったら日頃からどのようなことに配慮したり指導したりしますか。自分の学校、学年、学級の状況を踏まえ、具体的に考えてみましょう。

【事例6】 帰りの会でのこと 〈児童同士〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成16年8月31日 甲府地方裁判所 民事部 判決
平成14年（ワ）第70号 確定

《事実等》

- ・ 帰りの会でEが落ち着かない様子であったことを認識していたのであるから、友達関係に問題の生じていたDの近くに座らせれば何らかの危険を伴う行動に出るかもしれないことは、通常予見しうる。
- ・ F教諭は、児童の安全について配慮すべき注意義務及び問題行動の見られる児童に対して、指導をし配慮すべき注意義務を怠った過失がある。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。
- ・ 加害児童の両親に民法714条1項に基づく損害賠償義務が認められた。

【事例7】 自習時間中に 〈教室内、吹き矢で重傷〉

A町のB小学校で4年生を担当しているC教諭は、自分の子どもが急病のため、朝、D校長に電話をし、時間年休（2時間）を願い出た。D校長の指示により、教務主任のE教諭が、級外のF教諭を自習監督に割り振った。

F教諭の指示のもと、児童は国語ドリルを始めた。「C先生がおいでになるまで自習です。静かにしてないと、3、4時間目のお楽しみ会はできないかもしれないよ。国語が終わった人は算数ドリルを進めなさい。」とF教諭は注意、指示し、当日予定していたPTA役員会準備のため、立ち去った。

自習の子どもたちは、しばらくすると騒がしくなった。学級委員のG児童が静かにさせようと前を出た。ちょうどその時、教員机の近くにいたH児童がお楽しみ会で風船割りに使う予定であった手作りの吹き矢を「ふっ」と吹いた。すると偶然にもその吹き矢はGの左眼に刺さってしまった。Gは残念ながら左眼を失明した。

吹き矢は、C教諭が前日に教員の教卓の引き出しにしまっておいたものであった。

〈問1〉

この事案で法的な責任を問われる可能性があるのはだれでしょうか。

〈問2〉

この事案が、起きないようにするためには、どのようなことが必要だったでしょうか。全て挙げてみましょう。

〈問3〉

自校の教室にある危険物の管理や児童生徒への指導の現状を見つめ直し、改善点がないか考えてみましょう。

【事例7】 自習時間中に 〈教室内、吹き矢で重傷〉

《参考判例》

○裁判年月日等一昭和58年3月31日 青森地方裁判所八戸支部 判決
昭和56年（ワ）第71号 確定

《事実等》

- ・ C教諭は前日吹き矢を預かった際、吹き矢が扱い方によって危険であることを知りながら、施錠のない教員机に保管していた。この吹き矢は子どもたちに人気があり、自習となった場合に児童が自席を離れ、勝手な行動に出て、吹き矢で遊ぶことが予見できる。であるから、C教諭は、吹き矢を子どもたちが自由に取り扱いできないようにしておくとか、休みをとるに当たり、吹き矢について連絡をとるべき義務があった。これを怠った過失がある。また、D校長は、C教諭を指導監督する立場にあったものとして過失は免れない。F教諭は、この吹き矢の存在を知らず、それについての指示もなかったため、この事案の予見は難しいので過失を認めることは難しい。
- ・ 国家賠償法1条により、町に賠償責任があると認定され、3,000万円余の支払い命令が出された。

【事例 8】特別支援学級児童が・・・ 〈対 特別支援学級児童〉

A市のB小学校。3年生Cは自閉症の診断を受けており、特別支援学級に在籍している。Cは体育の時間、2階に位置する体育館に、ほかの児童と介助員2名とともにいった。体育が始まる前、C以外の児童は介助員とキャッチボールなどしていた。

Cは体育館にある倉庫1に入り、そしてそこから出て倉庫2に入った。それを見つけた担任のD教諭は倉庫2の前に行き、倉庫2から出てきたCに対し「体育館倉庫に入ってはけません。」と注意した。ところがCは、D教諭の言うことを聞かず、倉庫3に入って扉を閉めてしまった。倉庫3には、一輪車用スタンド、机、洗面台、卓球台、ストーブ及び棚が入っていた。D教諭は倉庫3の扉を開け、倉庫3の中央付近にいたCに向かって、「倉庫に入ってはいけないでしょう。そんなに入っていたかったら入っていなさい。」と叱責し、倉庫3の扉を閉めた。その後、D教諭は倉庫3の扉の前でCが自分で扉を開けて出てくるのを待ったが、Cが出てこないため、扉を開けたところCの姿はなかった。

Cは2階に位置する倉庫3の外窓から5m以上もある地上に飛び降りた。Cは泣きながら玄関近くに位置する事務室に行き、知らせを受けた養護教諭に連れられて保健室に行き、顎下裂傷の応急措置を受けた。

Cは病院でオトガイ部裂傷、下顎骨骨折の疑い、開口障害、顎変位、歯牙破損、下顎部挫創等の診断を受けた。

なお、D教諭は当学級を5年弱担任し、Cについても入学以来担任していた。

〈問1〉

D教諭の指導や言動で、どのような観点からどのような問題があるか、全て挙げましょう。

〈問2〉

この事例は、特別支援学級の児童がけがをしたものです。このことからD教諭や学校側が配慮すべきことは何だったのでしょうか。

【事例8】支援学級児童が・・・〈対 支援学級児童〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成20年5月29日 東京地方裁判所八王子支部 民事第3部 判決
平成18年（ワ）第2354号 確定

《事実等》

- ・ D教諭がCが体育館倉庫に入ったことを叱責し、倉庫の扉を閉めたことに過失がある。窓からの落下を回避すべく、十分な指導や配慮をすべき義務があった。
- ・ 障害のある児童一人一人の行動の特質に対し日頃から注目し、自ら危険行為に出るおそれのある児童については、かかる結果の発生を回避すべく十分な指導や配慮をすべき義務がある。その義務も特別支援学級における集団教育の場における注意義務である。D教諭は特別支援学級の教育の場において教育者として十分予見の可能性があったとして不法行為上の過失が認められる。
- ・ 高さなどの空間認知に困難を示す自閉症児が多い。危険性を関知する能力に問題がある自閉症児の特質として、倉庫から逃げだそうとして、倉庫の腰高窓から落下する危険性は、約5年という少なからぬ特別支援学級の担任経験があり、Cを3年近く担任しているD教諭には、予測できる事態である。
- ・ 特別支援学級の設置されている学校の校長及び当該地方公共団体は、自閉症児をはじめとする知的障害を有する児童の安全を確保すべき高度の注意義務を負っている。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。Cが自閉症児であることを理由に素因減額ないし過失相殺することはできないとされた。市はCへの慰謝料300万円を含め、約397万円を支払うこととなった。

【事例9】夏の日の練習 〈部活動 野球〉

A市のB中学校のC教諭は保健体育を担当し、野球部の顧問である。炎天下の日を避けるために10日間休み、8月下旬に練習を再開した。その再開の初日、朝から皆が張り切っていた。この日も高温、多湿の晴天で、練習会場の河川敷にはほとんど日陰がなかった。

練習は準備体操後、ノック及びゲーム形式のノックを行った。それを2時間以上続け、その後約5分間の給水休憩をとり、10時50分ころから、河川敷約5kmの持久走を実施した。C教諭は先頭集団と共に、1km約6分のペースで走った。

2年生のDは少し太り気味であるが、必死に練習についていった。しかし、持久走を始め、3km過ぎたころから具合が悪くなり、約3.4km付近で転倒した。それでも後輩部員たちの肩を借りながら走り続け、11時20分頃、スタートから約4km地点で意識を失って転倒した。連絡を受けたC教諭は現場に向かい、11時50分ころ救急通報をした。

残念ながら、Dは、同日午後8時過ぎ、熱中症に起因する多臓器不全による出血性ショックで死亡した。

〈問1〉

C教諭の指導でどのような問題点があったのでしょうか。全て挙げましょう。

〈問2〉

C教諭は民事上の損害賠償責任だけでなく、刑事罰で罰金刑（40万円）にも処せられました。どのようなことに対する刑事罰であると考えられますか。

〈問3〉

自校の体育の授業や課外活動において、このような事故を起こす「芽」はないでしょうか。また、発生を防ぐ対策は万全ですか。

【事例9】夏の日の練習 〈部活動〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成14年9月30日 横浜地方裁判所川崎支部 刑事部 判決
平成14年（ワ）第419号 確定

《事実等》

- ・ C教諭に罰金刑40万円が科せられた。
- ・ C教諭は、大学の体育学部において運動生理学等の専門教育を受け、保健体育の教員として生徒に熱中症について教える立場である。また、教育委員会などからも再三、熱中症についての注意を喚起されるなどしていたものであり、熱中症が発生する条件等や発生時の対処方法などは相当程度の知識を有していたと認められる。体力的に十分な成長を遂げているとは言いがたい中学生の部活動を託された者として、その注意義務の懈怠は著しく非難されても仕方がない。
- ・ 持久走のごとき熱負荷の大きい運動をさせる場合は、熱中症に罹患しやすい太り気味で体力がない部員の健康状態に特に気を配り、部員に熱中症の症状が現れた場合に、直ちに運動を中止させて体温を下げるなどするために水、救急箱、携帯電話等を持って集団の後方から監視するなど、迅速かつ適切な救護措置を講じられる態勢で部員を指導監督し、その健康保持に留意すべき業務上の注意義務があったのに、これを怠った。
- ・ 尊い命を奪った本件の結果が重大なものであることはいうまでもなく、わずか13歳で生涯を閉じるに至った被害者の無念は察するに余りある。我が子に先立たれた父母ら、残された遺族の悲観は深く、その処罰感情は厳しい。

【事例10】柔道部顧問として 〈部活動 柔道〉

A市のB中学校の柔道部は今日も熱心に練習に励んでいた。

乱取り（自由に技を掛け合う稽古方法）が始まり、C教諭は3年生のDと組んだ。C教諭は、DがC教諭からの高校の推薦の話を断ったり、Dの担任に強気な態度で反抗していたりしていたことに立腹していた。

C教諭は無抵抗のDに対し、背負い投げ、一本背負い、体落とし等の技を次々につけ、繰り返しDの身体を畳に強く叩きつけた。さらに、襟首をつかみ、強く絞め上げたため、Dはいわゆる「半落ち」状態になった。C教諭はDの頬をはたき、Dは意識を取り戻したものの、もうろうとしていた。C教諭はそういう状態のDを更に持ち上げ回転させ振り回すなどの行為に及んだ。この間、約10分間。乱取り稽古は普段4分間なので、それは長い時間であった。

Dは立ち上がって帯を直そうとしたところ、けいれんを起こし倒れ、意識不明となった。救急車で搬送され、手術を受けた。急性硬膜下血腫、脳挫傷、右錐体骨損傷、胴部捻挫の傷害を負い、高次脳機能障害などの後遺障害が残った。

なお、C教諭は、日頃から「サマーバケーション」と称して、気に入らない生徒に対し、同じような行為をしていたことは校内でも有名になっていた。

〈問1〉

C教諭はどのような法的責任を問われる可能性がありますか。

〈問2〉

このようなことが起きない、また、起こさないために、個人としてまた、学校として何をどのようにしていきますか。

【事例10】柔道部顧問として 〈部活動〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成23年12月27日 横浜地方裁判所 第6民事部 判決
平成19年（ワ）第4884号 確定

《事実等》

- ・乱取りにおいて、「半落ち」となった後、C教諭から技をかけられる中で、その頭部に急激な回転力が加わったことにより、ラベ静脈を損傷したと認められる。
- ・Dは、「半落ち」となった後は、意識がもうろうとした状態になり、このような状態では、通常時より受け身が取りづらく、また、首の固定が十分でないため頭部に回転力が加わりやすい状態になる。
- ・C教諭は、Dの状況を見て、乱取りを続ければ重大な傷害の結果を生じる危険性があることを予見できたはずである。教員であるC教諭は、乱取りを中止したり、休憩を取らせたりするなどして、Dの意識が正常な状態に回復するのを待つべき義務を負っていたと言える。そのまま乱取りを再開し、Dに傷害を負わせたのであるから、上記義務を怠った過失があると認められる。
- ・C教諭がDに対して制裁的な目的があったとは認められない。故意があったとまでは認められないが、過失が認められる。
- ・国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。

課題②

体罰について考えましょう

- ★法的根拠等 学校教育法11条（ただし書き）
学校教育法11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方
（平成19年2月5日 文部科学省） *平成24年度版 学校の管理運営 P. 49
懲戒処分の基準 （平成19年6月19日 以後改訂あり 新潟県教育委員会）
*平成24年度版 学校の管理運営 P. 271、P. 274

教員は、いかなる場合も体罰を行ってはならない。

したがって、「体罰」とは何かが問題になってきます。

「体罰」とは、懲戒の内容が、次に挙げるような身体的性質を有するもので、体罰に該当するか否かは、肉体的苦痛の有無によって判定されます。

- ① 身体に対する侵害を内容とするもの、たとえばなぐる・けるの類
- ② 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒、たとえば、端座・直立の類
ただし被罰者の年齢、健康、場所的・時間的環境等の種々の条件を考え合わせて、肉体的苦痛の有無によって判定すべきである。（平成24年度版 学校の管理運営 P. 49より）

〈ポイント〉 懲戒行為が、「体罰」に当たるか。

〈事例〉（例題） 参考判例：平成21年4月28日 最高裁 第三小法廷 判決 平成20年（受）第981号

A市のB小学校でのこと。3年生担任のC教諭は、1時間目の休み時間に、廊下で「コンピュータをしたい！」とだだをこねている3年生男子をしゃがんでなだめていた。そこに2年生のDが通りかかり、C教諭の背中に覆い被さるようにして肩をもんだ。C教諭が離れるように言っても、やめなかったので、身体をひねり、ふりほどいた。するとそこに6年生女子数人が通りかかったので、Dは今度はじゃれつくように女子を蹴り始めた。C教諭はそれを制止し、「そういうことをしてはいけない」と注意した。その後、C教諭は職員室に向かおうとしたところ、Dは後ろからC教諭の臀部を2回蹴って逃げ出した。C教諭は立腹して、Dを追いかけて捕まえ、Dの胸元の洋服を右手でつかんで壁に押し当て、大声で「もう、すんなよ。」と叱った。

〈問い〉

下線部分のC教諭の懲戒行為は「体罰」に当たるか考えましょう。



○福岡高等裁判所の判決・・・「体罰」である。

〔上告〕

○最高裁判所の判決・・・「体罰」ではない。

理由：C教諭の行為は、児童の身体に対する有形力の行使ではあるが、他人を蹴るというDの一連の悪ふざけについて、これからはそのような悪ふざけをしないようにDを指導するために行われたものであり、悪ふざけの罰としてDに肉体的苦痛を与えるために行われたものではないことが明らかである。C教諭は、自分自身もDによる悪ふざけの対象となったことに立腹してこの行為を行っており、この行為にやや穏当を欠くところがなかったと言えないとしても、この行為は、その目的、態様、継続時間等から判断して、教員が児童に対して行うことが許される教育的指導の範囲を逸脱するものではなく、学校教育法11条ただし書きにいう体罰に該当するものではないというべきである。

裁判でも、意見が分かれる難しい事案ですが、最高裁では、C教諭の行為を日常の指導措置の一環としてなされたと評価し、一方で、Dにとっては、相当程度の恐怖心を伴う精神的自由の侵害であるとしていたが、Dの症状が回復しており、比較的軽微なものが見られ、その相関的較量の結果、違法性が否定されています。総合的に判断され、「体罰でない」と判断されたと言えます。

参考文献：法務研修セミナー 第29回報告 学校社会をめぐる法律問題
中京大学法科大学院教授 奥野 久雄

【事例11】給食の準備 〈教室にて〉

A中学校でB教諭は2年F組のクラス担任をしていた。B教諭は時々感情的になり生徒を怒鳴り散らしている姿が同僚から目撃されていた。

B教諭は、日頃から「遅くても午後0時50分ころまでにはクラス全員が着席し、全員が一斉に給食をとることができるように」と指導していた。

ある日、午前の授業は午後0時40分に終了した。給食当番は準備を始め、50分頃には準備が終了し、教室内の生徒たちも自席に着席した。B教諭が全体を見渡すと「あれ、C生徒がいない・・・」と気づいた。そのため、学級全体でCが席に着くのを待ったが、2、3分待っても来なかったので、B教諭はCが不在のまま食事開始の合図を出した。

B教諭が給食を食べ始め、顔を上げると、Cが戻ってきており、給食を食べようとしていた。B教諭は、「おい、C!」と呼び、自分の前にCを正座させた。「何をしていたんだ」「・・・」「何でこそこそ入ってくるんだ。もっと堂々と入り口から入ってこい!」と強い口調で言ったが、Cは沈黙。B教諭は、Cには反省の態度が認められないと感じ、思わずかっとなって、右足でCの胸のあたりを蹴ったところ、Cは身体をのけぞらせ、手を後方の床につけたが、無言のまますぐに元通り正座し直した。B教諭は、Cがなお謝罪しないと思い、激昂し、左足を払うようにした。その左足の先がCの右頬をかすめた。Cはその場にうずくまったが、B教諭は、症状について確認せず、放置した。

Cはその後受診し、上前歯牙脱臼、下口唇裂傷、左下顎打撲と診断され、しばらく通院することとなった。

Cは、これまでは特に学校を休むようなこともなかったが、これ以後、1週間に2日くらいの割合で学校を休むようになり、3年生に進級してからは、長期欠席をするようになった。

〈問1〉

B教諭にはどのような法的責任が課せられる可能性がありますか。

〈問2〉

B教諭の暴力を防ぐために、それまでに学校の教職員は何をすべきだったでしょうか。

〈問3〉

本事案の発生直後から学校がCへのケアを含め、信頼回復のために行うべきことを全て挙げましょう。

【事例11】給食の準備 〈教室にて〉

《参考判例》

○裁判年月日等一平成4年2月21日 千葉地方裁判所 民事第3部 判決
平成元年（ワ）第1656号 確定

《事実等》

- ・ B教諭は行政処分で訓戒処分を、刑法上の傷害罪で罰金7万円の刑事処分を受けた。
さらに、B教諭は教育センター及び教育委員会での研修が命ぜられ、3年以上教壇に立つことができなくなった。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。

【事例12】催眠術遊び 〈生徒指導 校内〉

A中学校の生徒の間では「催眠術遊び」と呼んでいる遊びが流行していた。これは二人の生徒が向き合って立ち、一方の生徒が大きく息を5、6回吐き、肺内の空気を吐ききったところを見計らって、他方の生徒が、息を吐いた生徒の胸を勢いよく突くことにより、あたかも催眠術にかかったように、意識をもうろう状態にするものであり、2年B組でも休み時間等に頻繁に行われていた。

ある日の午後、掃除の時間前、2年B組の生徒であるCは、教室で、生徒のDらとともにE生徒に対してにこの催眠術遊びをしていた。そこへ隣のクラス担任F教諭が通りかかりCらを見つけ、「何をしているんだ」と叱った。Cは「催眠術遊びをしていました。」と答えた。F教諭は、「早く掃除に行け。」と言って、Cらを掃除に向かわせた。

翌日の4時間目前に、CとDは担任であるG教諭から、「職員室のF教諭のところに行くように。」と命じられたため二人は職員室に向かった。

F教諭は、Cに対し「お前は昨日、嘘をついただろう。」と言った。Cは、「僕は嘘をついていません。」と答え、催眠術遊びをしていたことを再度話した。催眠術遊びは意識がもうろうとなるなどの危険があることをF教諭は指摘したが、Cにはあまり反省の様子が見られなかった。そこでF教諭は右手でCの左顔面を一回殴打した。さらにF教諭は「眼鏡をとれ。」と命じ、Cがポケットに眼鏡を入れると、F教諭は続けざまにCの顔面を殴打した。Cが「Eをいじめようとやったのではありません。」と言うとF教諭は、「それがいじめることになるんだ。」と言い、更に10回ほど殴打を続けた。

Cは受診し、「左眼球打撲兼球結膜下出血で10日間の加療を要す」と医師により診断された。

〈問1〉

F教諭の考え方や言動にみられる違法性や問題点はどのような点にありますか。

〈問2〉

このような結果を招いたことについて、A中学校にはその原因となる問題点としてどのようなことがあると考えますか。また、その問題点に関して、自校ではどのような状況ですか。

【事例12】催眠術遊び 〈生徒指導 校内〉

《参考判例》

○裁判年月日等一昭和63年2月4日 静岡地方裁判所 民事第2部 判決
昭和56年（ワ）第220号 確定

《事実等》

- ・ F教諭がCに対し、授業中1時間も職員室に拘束して授業を受ける機会を奪い、かつ多数回の殴打を繰り返して傷害を負わせた行為は、懲戒権の行使として許されるべき法的限界を逸脱している。
- ・ 国家賠償法1条により、市の賠償責任があると認定され、5万円の慰謝料の支払いが命じられた。

【事例13】恐喝した生徒を・・・ 〈生徒指導 校外〉

9月3日、A中学校の2年生Bは、仲間のC、D、Eとともに、学生服専門店を訪れた。すると、そこにF中学校生徒9名に出くわした。Bらはこの9名に対し、金銭を要求しようと企て、店外に出るように指示をした。そして、合計2万円余りを恐喝した。

その情報が入った学校は、協議の上9月12日、Bらの指導を行うべく夕方来校させるよう保護者に伝えた。19時30分ころ、BとCが学校に来たので、担任のG教諭らは、行き先を告げず自動車に乗せ、学校から約8km離れた海岸に連れて行った。G教諭らは自白させようと、20時過ぎに海岸の砂浜に穴を2つ掘り、そこにBとCに入るよう指示した。BとCはその穴に入り、しゃがんだ。G教諭らは、スコップで砂を入れ、更に手などで砂を両名の肩のあたりまで盛り上げた。2人は身動きができない状態である。小雨が断続的に降り、10mも離れると暗闇で何も見えないという状況下であった。2人は自白したので、解放した。この間は約15分間であった。

9月19日には校長室で、H校長がBらに対し、被害生徒に謝罪するにあたり「丸刈り」になるように指示した。Bらはこれに従い、印刷室でG教諭らがBらを丸刈りにした。その後Bらは、G教諭らに付き添われて、被害生徒の通うF中学校に謝罪に行った。

〈問1〉

G教諭が行った「砂埋め」は、学校教育法11条でいう「懲戒」に当たるでしょうか。それとも「体罰」に当たるでしょうか。また、それはなぜですか。

〈問2〉

G教諭らは、H校長の指示の下、謝罪するにあたり、Bら及びBらの保護者の意思を確認し、了解を得た上で「丸刈り」にした行為は、「体罰」に当たるでしょうか。

〈問3〉

生徒の非行問題が発生し、本件のような加害者と思われる児童生徒に事実確認をする際、教員として配慮すべきことは何ですか。

【事例13】 恐喝した生徒を・・・ 〈生徒指導 校外〉

《参考判例》

○裁判年月日等一平成8年3月19日 福岡地方裁判所 第2民事部 判決
平成3年（ワ）第546号 確定

《事実等》

- ・ 砂埋めによって自白を迫るといのは、スコップを車のトランクに入れて学校を出発する時点である程度予想していたことで、「その場の思いつき」という供述に信頼性はなく、学校教育法第11条ただし書きにいう「体罰」に該当することは明らかである。教員としての懲戒権を行使するにつき許容される限界を著しく逸脱した違法なものである。
- ・ 「丸刈り」については、Bが納得しており、拒否することもなかったということで、違法性は認められない。しかし、丸刈りは形だけのもので、教育的配慮よりも、当面を取り繕い、事件の早期解決を図るといった便宜的なニュアンスが強い。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。

【事例14】放課後のできごとから 〈自殺との関係〉

A小学校のC教諭は5年生からの持ち上がりで6年生の担任である。C教諭は、教え方が丁寧ということで児童に人気もあったが、反面、機嫌が悪く怒るとしばしば頭、頬を叩くといったことを行っていたことで、近くに寄らない児童も多かった。校長は、C教諭のことを熱心であると評価していたが、そのような体罰の事実については知らなかった。

ある日の放課後、C教諭担任の6年教室でのこと。児童のBがC教諭に「運動会のポスターの絵、自分で考えたのもいいんですか。」と聞いた。C教諭は5年生からBの担任をしていて、Bの性格等についてもよく知っていた。Bは工作が得意で、文章を書かせたり、工作をさせたりすると、子どもらしいユニークな発想をすることがあり、その点については評価していた。一方で、C教諭は、Bが日頃から授業中私語が多く、集中力に欠ける欠点があると認識していた。

そのBが授業中に、既にC教諭が児童に説明したことについて、再度聞いてきたことに感情的になり、「3時間目に説明しただろ。何回同じことを言わせるつもりだ！」と大声で怒号しながら、C教諭の利き腕の左平手でBの頭頂部を1回、続けて両頬を往復で殴打した。C教諭はそのまま教卓の方に戻りかけたが、Bが他の児童の方を見て照れ笑いをうかべたのを見てBに馬鹿にされたと思い、再びBの席の正面に立ち、「けじめをつける。」と怒号しながら、再び左平手でBの頭頂部を1回、続けて両頬を往復で1回殴打した。そしてC教諭はそのまま教室を出ていった。

Bは、帰宅し、自宅北側の裏山で、シュロの木にナイロンテープをかけて輪を作り、その輪に首をつって死亡した。

〈問1〉

あなたがもしBの親であったとしたら、C教諭に対してどのような法的責任を課するよう訴えますか。

〈問2〉

C教諭が時々体罰をしていたことを「校長は知らなかった」とあります。このことについてどう考えますか。

〈問3〉

もし、あなたがC教諭と同じ6年生の担任で、C教諭の体罰を知っていたら、どのようなことを実行しますか。

【事例14】放課後のできごとから 〈自殺との関係〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成12年1月31日 神戸地方裁判所淡路支部 判決
平成8年（ワ）第708号 確定

《事実等》

- ・ Bに対するC教諭による暴行と帰宅後の自殺との間に因果関係があるとされた。
- ・ C教諭は、Bが受けた肉体的・精神的衝撃がどの程度か自ら確かめ、Bに謝罪するなど適切な処置をとり、その衝撃を和らげる必要があるのに、それをしなかった。C教諭に安全配慮義務違反がある。
- ・ 学校側が自殺の原因が家庭や被害児童自身の問題にあるかのような誤解を与えかねない言動をとったことにより、精神的苦痛を一層増大させた。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。
- ・ C教諭は、行政処分として文書訓戒を受けた。その後3月に刑法上の暴行罪で略式起訴され、罰金10万円の略式命令を受けた。

課題③

セクシュアル・ハラスメント について考えましょう

- ★法的根拠等 男女雇用機会均等法 11条 21条
民法 715条 719条
刑法 第22章 174条～184条
新潟県青少年健全育成条例 20条
公立学校等における性的な言動に起因する問題の防止について 文科省 平成11年

セクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」）は、「他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の教職員を不快にさせる職場外における性的な言動」を指します（「懲戒処分の基準」新潟県教育委員会）。

また、男女雇用機会均等法11条で、「事業主は、職場において行われる性的な言動に対するその雇用する労働者の対応により当該労働者がその労働条件につき不利益を受け、又は当該性的な言動により当該労働者の就業環境が害されることのないよう、当該労働者からの相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備その他の雇用管理上必要な措置を講じなければならない。」とあり、セクハラ防止について規定しています。

セクハラの中に位置付けられる「わいせつ」は、刑法で大きく公然わいせつ罪と強制わいせつ罪に分けられています。

公然わいせつ罪は、「公然とわいせつな行為をした者は、6ヶ月以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。」と、刑法174条に規定されています。

また、強制わいせつ罪は、「13歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6ヶ月以上10年以下の懲役に処する。13歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。」と、刑法176条に規定されています。

いずれのわいせつ罪も刑事罰を問われることとなります。

セクハラは、被害者個人としての尊厳、プライバシーなどを傷つけます。そして、被害者の人格権を侵害したもものとして、不法行為に基づく損害賠償責任を問われる可能性があります。

〈ポイント〉職場※でセクハラが行われていたか。

- ①相手の意思に反しているか。
- ②就業環境が害されたか。
- ③性的な言葉や行為があるか。

※「職場」とは一労働者が通常就業している場所以外の場所であっても、労働者が業務を遂行する場所であれば「職場」に含まれる。
ex. 出張先、打合せをするための飲食店等



[事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!!]
厚生労働省 から作成

〈事例〉(例題) 参考判例：平成8年4月15日 東京地方裁判所八王子支部 民事第2部 判決 平成5年(ワ)第2423号 控訴

A市のB小学校に勤務しているC教諭(女性)は、D校長(男性)と共に、市人権尊重教育推進委員会主催の、中学校の研修会に参加し、終了後有志による懇親会に出席した。午後8時頃に終了し、2人は電車に乗って帰路についた。

下車後、C教諭はD校長に誘われ、一緒に居酒屋に行った。そこで閉店時刻まで飲食し、店を出、駅の駐輪場付近で、D校長は自分のズボンのチャックを下ろし、C教諭の手をつかみズボンの開いたチャック中に入れようとした。C教諭は「やめてください。」と言って逃げた。

その日以降も、D校長はC教諭に対し、「モーテルに行こう。」と誘ったり、肩をつかんだり、首筋に息を吹きかけたりしたことがあった。

〈問い〉

D校長はどのような法的な責任を問われる可能性があるでしょうか。

〈ポイント1〉 D校長の言動は、セクハラと言えるか。

- ①相手の意思に反しているか。→「やめてください」「逃げた」という言葉や行為があるので、意思に反していると判断できる。
- ②就業環境が害されたか。→C教諭の上司である校長からの言動であるから、就業環境は著しく害されていると判断できる。
- ③性的な言葉や行為があるか。→手をつかんでズボンの中に入れようとした行為等がある。

したがって、D校長の少なくとも駐輪場での一連の行為は、裁判において不法行為とされ、その態様、両者の社会的地位、年齢、職場における関係その他一切の事情を考慮して50万円の慰謝料が認められました。

(裁判は控訴され、結局75万円の慰謝料を支払うことで和解した)

告発されれば、刑事上の罪にもなる可能性があります。

なお、行政上の責任は、新潟県の処分基準によれば、内容により停職～免職が科せられます。

〈ポイント2〉 D校長は管理職である。

例題事案は、管理職たる校長が部下である教諭に対しての卑劣な行為であり、公務内外に及ぼす影響も非常に大きいと考えられますので、更に重い処分が下される可能性があります。

*「懲戒処分の基準 新潟県教育委員会」第1 基本事項 から

例えば、標準例に掲げる量定より重いものとするのが考えられる場合として、

(中略)

- ② 非違行為を行った教職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき

このような行為(管理職→部下だけでなく、教職員同士でも)が行われることを防ぐために、個人として、また学校全体としてどのような取組を行っておく必要があるか、皆で意見を出し合ひましょう。

※参考 [事業主の皆さん 職場のセクシュアルハラスメント対策はあなたの義務です!!] 厚生労働省 [判断基準]

セクシュアルハラスメントの状況は多様であり、判断に当たり個別の状況を斟酌する必要があります。

また、「労働者の意に反する性的な言動」および「就業環境を害される」の判断に当たっては、労働者の主観を重視しつつも、事業主の防止のための措置義務の対象となることを考えると一定の客観性が必要です。

一般的には意に反する身体的接触によって強い精神的苦痛を被る場合には、一回でも就業環境を害することとなり得ます。継続性または繰り返しが要件となるものであっても、「明確に抗議しているにもかかわらず放置された状態」または「心身に重大な影響を受けていることが明らかな場合」には、就業環境が害されていると判断し得るものです。また、男女の認識の違いにより生じている面があることを考慮すると、被害を受けた労働者が女性である場合には「平均的な女性労働者の感じ方」を基準とし被害を受けた労働者が男性である場合には「平均的な男性労働者の感じ方」を基準とすることが適当です。

【事例15】 同僚の男性教員から・・・ 〈同じ教科担任で〉

A市のB中学校に勤務しているC教諭（女性）とD教諭（男性）は共に英語担当であった。D教諭は日頃から、職員室で「Cさんは、自分の仕事を押しつける。」とか、「信用できない。」などと発言していた。新任のALTに対しても「多くのALTが彼女とトラブルを起こしている。」などと説明していた。更にD教諭は職員室や宴会の席で、だれにでも分かる英語で「彼女は、欲求不満で、それで生徒につらくあたる。」「彼女に男さえいれば、性的に満たされるのに。」とも言った。

また他の教員にもD教諭は「校長に泣いて時間割を変更させたり、勝手気ままに目立つ仕事だけする。仕事を手に入れるためには女の武器を使う。信用できないずるい人だ。」と話していた。

〈問1〉

D教諭のどの発言に、違法性の観点からどのような問題があるでしょうか。

〈問2〉

この事案では、多くの教職員がD教諭の発言を聞いています。あなたが、D教諭の発言を聞いたらどうしますか。

〈問3〉

この事案では、C教諭の人格権が侵害されたと認められました。このようなことが起きないようにするためには、学校全体でどのような取組を行っていきますか。

【事例15】 同僚の男性教員から・・・ 〈同じ教科担任で〉

《参考判例》

- 裁判年月日等—平成10年12月22日 大阪高等裁判所 第7民事部 判決
平成9年（ネ）第2821号 上告
(平成11年6月11日 最高裁判所第二法廷 判決 棄却 不受理)

《事実等》

- ・ D教諭が、同僚のC教諭を職場において性的な発言を含む誹謗中傷する発言を繰り返した行為は、C教諭に対する嫌がらせ、いじめと評価することができ、人格権を侵害するもので不法行為に該当する。
- ・ 慰謝料30万円の損害賠償が認められた。

○刑法上の、名誉毀損罪（230条）に当たる可能性がある。

【事例16】 女子生徒に 〈対生徒〉

A市のB中学校の女子生徒Cは2年生で、陸上部に所属している。D教諭は陸上部の顧問である。

3月30日にCの兄の送別会がCの自宅で行われた。その最中にCは1階の居間に行きこたつに入った。そこにD教諭も来てこたつに入った。D教諭がCに「ファーストキスは誰としたい。」とたずねるとCは「Eくん。」と答えた。すると仰向けになっていたCにD教諭が覆い被さるような体勢になってCの唇にキスをし「俺でよかったか。」と笑いながら言った。

4月になり、振替休日の部活中、D教諭はCに職員室にあるバトンを取りに行くよう指示した。そして、職員室前の廊下でCからバトンを受け取ったD教諭は、Cの右肩を右手で引き寄せ、顔をCの顔に近づけ、唇にキスをした。

部活動が終わり、昼が過ぎたころ、D教諭はCに「宿題を見てほしければコンピュータ教室に来るように。」と伝えた。コンピュータ教室で、D教諭はCに「30日のことは誰にも言っていないよね。」と話し、Cの唇にキスをして、Cのウインドブレーカーの下を脱がせた。そこにF講師が入ってきたので、Cは帰る支度をして下校した。

〈問1〉

D教諭の行為はどのような点で違法性があり、また、その行為によってどのような道義的責任が問われることがありますか。

〈問2〉

D教諭のような行為を防ぐために、学校全体としてどのような方策が考えられますか。

〈問3〉

セクハラ防止のために、自分自身はどのようなことに気をつけていきますか。

【事例16】女子生徒に 〈対生徒〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成22年2月5日 宮崎地方裁判所 判決
平成21年（行ワ）第6号 確定

※D教諭は、行政処分で「懲戒免職」とされたことを不服とし、裁量権の濫用であると訴え、裁判を起したが、**棄却**された。

《事実等》

- ・キスをしたことについて否定していても、一般に日常生活において、意図せずして顔と顔が接触するような状況が一日に2度も生じるといふこと自体、きわめて不自然である。男性教員が13歳の女子生徒を注意する際に、手と肩を掴んで身体を引き寄せること自体不適切とも言える。
- ・D教諭はCに対し、3回にわたりセクハラ行為に及んだものであるが、このような行為は、教育公務員の信用を失墜させるものとして地方公務員法33条に反するとともに、全体の奉仕者である公務員としてふさわしくない非行に当たると言えることから、地方公務員法29条1号及び3号に該当する懲戒事由が存するといえる。
- ・D教諭は教員としての立場を悪用した悪質なものであると言わざるを得ず、保護者、地域社会に与えた影響を軽視することもできない。

課題④

その他の信用失墜行為 (引率時の事故、施設管理瑕疵、いじめの対応、横領) について考えましょう

◆地方公務員法33条 〈信用失墜行為の禁止について〉

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

◆地方公務員法29条 〈信用失墜行為による懲戒処分〉

職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

全体の奉仕者たるにふさわしくない行為は、「信用失墜行為」とみなされる可能性があります。私たちは、何が「信用失墜行為」に当たるのか、常に自分の言動を見つめ直し、自らを戒めていく必要があります。

《教職員の懲戒処分件数（平成21～23年度）》 *平成24年度 教職12年経験者研修資料から

懲戒処分の種別	21年度					22年度					23年度					
	戒告	減給	停職	免職	計	戒告	減給	停職	免職	計	戒告	減給	停職	免職	計	
義務	交通事故	12	4		3	19	8	2		1	11	11	4	2		17
	(うち飲酒)				(3)	(3)				(1)	(1)					(0)
	性的非行					0					0				1	1
	体罰	1	1			2	1				1	1	1			2
	その他	2	1			3		1		1	2	1			2	3
小計	15	6	0	3	24	9	3	0	2	14	13	5	2	3	23	
高校・総務	交通事故	9	1			10	5	4			9	2			1	3
	(うち飲酒)					(0)					(0)				(1)	(1)
	性的非行				1	1			1	3	4					0
	体罰	2				2	2	2			4	1				1
	その他	3	2			5	1	2	1		4	1				1
小計	14	3	0	1	18	8	8	2	3	21	4	0	0	1	5	
合計	29	9	0	4	42	17	11	2	5	35	17	5	2	4	28	

処分された事案全てが結果的に「信用失墜行為」に当たると言えるでしょう。したがって、「信用失墜行為」は非常に多岐に渡るのです。

表を見て分かるとおり、懲戒処分事案は、交通に係る事案が大多数を占めています。飲酒運転は言うまでもなく、交通加害事故、速度超過も教育公務員としての自覚と自制心を持ち、十分に気を付けていかなくてはなりません。



また、処分件数は多いとは言えませんが、「その他」に分類される非違行為についても認識を深めていく必要があります。

その中でも近年は、個人情報管理にかかる事案が目立ってきています。パソコンのデータ管理も含めて適切なマニュアルや規程を作成、運用して、漏洩等を起こさない学校全体での取組が必要となっています。

その他、職務懈怠、盗難事故、失火、無免許運転（免許の期限切れに気付かないものも含む）、盗撮などが挙げられます。

そこで、この課題④では、「その他」に含まれる、普段、見落としがちとも言える4つの事案（引率時の交通事故、施設管理瑕疵、いじめの対応、横領）を取り上げました。いずれもどの学校においても「起こり得るかもしれない」と思われるものです。判例や実際の事例をもとにした【事例】について考えてみてください。

【事例17】練習試合の引率 [交通事故] 〈生徒引率時〉

A県の県立B高校。C教諭は女子バレーボール部の顧問である。

ある日曜日。この日はD市の高校との練習試合を予定していた。本来であれば、A県では生徒の送迎は、公共交通機関が基本とされていたが、B高校は公共交通機関の便があまりよくなく、教諭の自家用車か、保護者によって送迎することが多かった。この日も、C教諭、そして副顧問のD教諭が自家用車で部員たちを送迎した。

その走行中、C教諭は自損事故を起こしてしまった。車は道路脇の公衆便所のコンクリート壁に衝突して止まった。部員のEは助手席に座っており、ダッシュボードとシートの上に身体を挟まれ、第一胸椎脱臼骨折、脊髄損傷等の傷害を負った。Eはシートベルトをしていなかったのになお、このような重傷となったと見込まれる。

Eは、起立不能となり車いすを常用し回復の見込みがなかったが、高校卒業後に職業訓練を受け、ワープロ検定3級の資格も取り、地元のスーパーの事務員として就職することができた。しかし、身体的ハンディキャップを負っているため、周囲の同僚に負担をかけることが多く、精神的・肉体的に勤務に耐えられなくなって、約2か月余りで退職した。Eは就労意欲はあるが、実際にその就労機会は極めて限られているので、労働能力喪失率は100%と言える。

〈問1〉

本事故による損害賠償として、どのような内容の賠償を考えておかなければなりませんか。

また、それぞれの費用はおよそいくらほどだと考えますか。

- 治療費 約653万円
-
-
-
-
-
-
-
-

〈問2〉

課外活動や校外での教育活動時の児童生徒の輸送について、自校においては改善すべき点はありませんか。あるとしたらどのように改善しますか。

【事例17】練習試合の引率 [交通事故] 〈生徒引率時〉

《参考判例》

○裁判年月日等—平成12年5月19日 鹿児島地方裁判所 判決
平成10年（ワ）第231号 確定

《事実等》

- ・ 県立高校であるので、C教諭の運転行為は、県の事業の執行につき為されたものであるとして民法715条に基づき損害賠償責任があると認定された。
- ・ Eはシートベルトをしておらず、シートベルトを装着していれば、重傷にまで至らなかった可能性もあるとして、10%の過失相殺がなされた。
- ・ 損害額（金額はすべて概数）

○治療費	653万円	○付き添い看護料	100万円
○入院雑費	65万円	○装具、器具等購入費	41万円
○逸失利益	5,700万円	○将来の介護料	2,803万円
○住宅改造費	200万円	○将来の雑費	911万円
○慰謝料	2,800万円		

【事例18】遊んでいて〔施設管理〕 〈遊具〉

A市のB小学校の1年生Cら6人は、2時間目が終わった休み時間に校地内にある「なかよし広場」に向かった。「鬼ごっこしよう。」「じゃんけんぽん！」鬼が決まってみんなが逃げ始めた。Cらは回転シーソーの間を走り抜けていた。Cも前の子たちの後を追い、走ったが、回転シーソーの手前で足をとられてつまづき、両手をついて四つん這いに倒れた。

他方、回転シーソーでは、4年生のDやEら4人が遊んでいた。

ちょうどその時、休み時間終了を告げるチャイムが鳴ったことから、回転シーソーを回転させていたDが急に握り棒から手を離した。すると回転シーソーのバランスが崩れ、はしご部分に乗っていたE側の握り棒が回転しながら落下した。ちょうど、倒れていたCが起き上がって走りだそうとしたとき、握り棒の先端部分がCの前頭部右側を直撃した。

Cは頭蓋骨陥没骨折と診断され、修復手術が行われたが、運動能力の低下及び頭痛等の後遺症を被った。

〈問1〉

本事例において、損害賠償責任が問われる可能性はどの点にありますか。

〈問2〉

このような事故が起こらないために、学校はどのようなことをしておくべきですか。考えられることを全て挙げましょう。その対策を踏まえると、自校における状況はどう評価できますか。

【事例18】遊んでいて〔施設管理〕 〈遊具〉

《参考判例》

○裁判年月日等一平成9年3月17日 山口地方裁判所下関支部 第1部 判決
平成6年（ワ）第376号 確定

《事実等》

- ・学校側にシーソーの設置管理上の瑕疵（かし）があるとして国家賠償法1条及び2条が認められ、市に賠償責任があると認定された。
- ・回転シーソー自体がもつ危険性、利用者である小学校の児童の特性、回転シーソーの利用状況等を総合すると、衝突防止のための保護柵等の設備のない本件回転シーソーは、主として低学年の児童が使用する「なかよし広場」内に設置されたという場所的關係において、通常備えるべき安全性を欠いていたというべきである。

【事例19】生徒の自殺 [いじめ対応] 〈学校認識あり〉

A市のB中学校の3年生Cは、Dと1年生の時からずっと同級生だった。

2年生時、CはDから1,500円を借金した。その際、Dからは「期限までに返せなければ、一週間経過するごとに5倍ずつに増やす」ことを約束させられた。Cは約束の日までにお金を返せなくなり、Dからの暴力を恐れ、家出した。警察に保護され、Cは戻ってきたが、学校からはCもDもきつく注意を受け、「決して金品の貸し借りをしないように。」と指導された。その翌月には、学校の廊下でDら複数からCは頭を叩かれたので、学校を抜け出した。CはE教諭らに見つけられ、学校に戻された。E教諭は、Dらに対して「たとえ遊びや冗談でも、暴力は決して許されないこと」を指導した。E教諭は、C保護者に連絡し、Dらが反省しているので許してほしい旨を伝えた。

夏休み後は、たびたび下校時にDがCにお金を要求するようになった。このことを知った学校はE教諭が中心となってDを指導し、F校長はDの母親と話をし、家庭で指導が困難であれば児童相談所等に相談することも勧めたが、母親は乗り気ではなく、「本人によく話して聞かせるので許してほしい。」と言ってきた。

Dは、学校と約束したのにもかかわらず、依然としてCにお金を要求することがあり、その度に学校はDに指導した。一方、学校はCに対しても悪いところがあるので、十分に注意するよう指導した。

その後も、CはDからの金品の要求、車上狙いの強要、買い物の強要、煙草を吸わせること、掃除用具を使つての暴行などが繰り返された。学校側は、それらが表面に出た度に注意はした。3年の担任F教諭は家庭訪問も行い、情報交換を行ってきた。しかし、Dは無視していじめを繰り返していた。Cは、教員に対してもあまり話さなくなっていた。

Cは親にもあまり話をしなかった。欠席することは許してもらえなかったので、Cは学校に行っていた。

そんなある日、Cは農具小屋で首つり自殺して帰らぬ人となった。

〈問1〉

Cが命を落とすという最悪の結果となってしまいました。学校側は、いじめを認識していたにもかかわらず、このようなことが起こってしまいました。誰が、何をどうすれば、この最悪の結果を招かなくて済んだでしょうか。意見交換をしましょう。

〈問2〉

自校でのいじめ防止や命の大切さについての指導の在り方を再度見直しをして、改善すべき点は何かを考えましょう。

【事例19】生徒の自殺 [いじめ対応] 〈学校認識あり〉

《参考判例》

○裁判年月日等一平成2年12月26日 福島地方裁判所いわき支部 判決
昭和61年（ワ）第138号 確定

《事実等》

- ・ B中の校長以下教員らは、学校教育法等の法令に基づき、学校における教育活動及びこれと密接な関係にある生徒相互間の生活関係においては、法廷の監護義務者（親権者等）に代わって生徒を保護監督し、生徒の安全を保持する義務を有する。
- ・ Cは度重なる金銭強要や暴行等のいじめを受け、これを苦にして自殺した事故であり、ある程度いじめの事実を把握しておりながら適切な対応を怠った学校側には安全保持義務違反がある。
- ・ いじめにより被害生徒が自殺に至ることがあるということは、しばしば報道もあり、一般論としてはCの自殺も予見不可能であったとは言えない。しかし、Cは家でも学校でも訴えることが難しい環境であったので予見が難しかったとしても、悪質かつ重大ないじめはそれ自体で必然的に被害生徒の心身に重大な被害をもたらし続けるものであるから、悪質重大ないじめであることの認識ができていた学校には、安全保持義務違反がある。
- ・ Cを救出するための適切な措置をとらなかったCの保護者にも責任があるとして過失相殺が認められた。
- ・ 国家賠償法1条により、市に賠償責任があると認定された。

【事例20】 保護者から問い合わせが・・・[横領] 〈学校事務職員〉

A市のB小学校でのこと。保護者のCさんから「一昨年度の給食費が返金されていませんが・・・」という問い合わせがあった。そこで、教頭が返金の関係書類を調べたところ、受け取りを証する「受領書」があり、形式的には問題のない事務処理となっていたため、申し出た保護者に「返金済み」と回答した。

ところが、その後当該保護者から「自分の筆跡や印章と異なる」との申し出があったため、当該受領書と申出保護者の筆跡・印章を確認したところ、同一人のものと判断できなかった。

そこで、当時事務を担当しており、現在は定年退職後、再任用で別の小学校に勤務していたD事務員に校長が問いただしたところ、本人が受領書を偽造し、横領していたことを認めた。さらに、調べを進めたところ、同じように受領書を偽造したもの9件、現金徴収したものの横領1件を認めた。金額は合計で13万円以上になった。本人の記憶が曖昧なため、B小学校とD事務員がそれ以前に勤務していたE小学校の保護者に確認調査を進めたところ、「返金されていない」と回答されたものは、保護者が「分からない」と回答したものも含め、全部で50件以上となった。金額では約29万円にものぼった。

〈問1〉

D事務員は、どのような行政処分を受ける可能性がありますか。

〈問2〉

D事務員以外に、処分を受ける可能性がある人はだれでしょうか。

〈問3〉

D事務員の刑事上の責任は、どのようにとらえられますか。

〈問4〉

このようなことが起きないために、学校ではどのような取組を組織的に行うべきだったでしょうか。考えられる取組を全て挙げてみましょう。

【事例20】 保護者から問い合わせが・・・[横領] 〈学校事務職員〉

《参考事案》

○A市の事案（平成24年）

[HPアドレス] <http://www.city.funabashi.chiba.jp/index.html>

《事実等》

- ・ D事務員は免職となった。
- ・ 教育長ほか3名 文書訓戒
- ・ D事務員が横領を認めたもの及び、保護者確認をした結果、「受領していない」または「受領したのかわからない。」と回答したものについては、D事務員が全額を返済し、B小学校とE小学校の校長がこれを受け、該当する保護者に支払った。

〈参考〉

- ・ 本事案のような例では、刑事上の責任が問われる可能性がある。

[刑法 第253条（業務上横領）]

業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。